

第1回口頭弁論の概要について

令和4年4月14日(木)午後2時15分から盛岡地方裁判所において行われた第1回口頭弁論について、概要をお知らせします。

当日は、まず、訴状の陳述が行われた後、各被告が提出した答弁書の陳述が行われました。原告である市の主張(訴えの内容)と、被告ごとの主張(答弁の内容)は次のとおりです。

1 令和4年(ワ)第10号損害賠償請求事件(被告:亙理義政)

① 訴えの内容

- 1 被告は、原告に対し、2443万6000円及びこれに対する各内金について、各内金に対応する出納日から支払い済みまで、年5パーセントの割合による遅延損害金を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

② 答弁の内容

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決並びに仮執行宣言の免脱を求める。

原告が訴状において架空・水増し工事の根拠などについて記載した「請求の原因」に対しては、「概ね認める。」とし、続けて、「但し、詳細については、被告としては認否反論はできない。原告において調査し、事実を確認しているのであれば、特に異議はない。」と答弁しています。

また、被告亙理義政は支払能力がなく、支払を命ずる判決が出されても支払できない状況であることを主張しています。

2 令和4年(ワ)第11号損害賠償等請求事件(被告:大槻明及び亙理義政)

① 訴えの内容

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して4974万9060円及びこれに対する各内金について、各内金に対応する出納日から支払い済みまで、年5パーセントの割合による遅延損害金を支払え
- 2 訴訟費用は被告らの負担とするとの判決並びに仮執行宣言を求め。

② 答弁の内容(大槻明)

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とするとの判決を求め。

「請求の原因」に対しては、「原告が主張する共同不法行為に基づく損害賠償請求及び不当利得に基づく返還請求については、いずれも争う。」とした上で、認否については訴状に引用されている証拠を入手できた後に主張する予定であるとのこと。

③ 答弁の内容(亙理義政)

- 1 原告の被告亙理義政に対する請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とするとの判決並びに仮執行宣言の免脱を求め。

「請求の原因」に対しては、「被告亙理義政に関する部分は概ね認める。」とし、続けて、「但し、詳細については、被告としては認否反論はできない。原告において調査し、事実を確認しているのであれば、特に異議はない。」と答弁しています。

また、被告亙理義政は支払能力がなく、支払を命ずる判決が出されても支払できない状況であることを主張しています。

3 令和4年(ワ)第12号損害賠償等請求事件(被告:株式会社佐々忠及び亘理義政)

① 訴えの内容

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して4901万0709円及びこれに対する各内金について、各内金に対応する出納日から支払い済みまで、年5パーセントの割合による遅延損害金を支払え
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求め。

② 答弁の内容(株式会社佐々忠)

- 1 原告の被告株式会社佐々忠に対する請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求め。

「請求の原因」に対しては、原告が主張する架空請求と水増し請求のいずれも「争う。」とした上で、詳細については、証拠の開示を受けた後、被告亘理義政が反論した後、原告に対する求釈明への回答後にあらためて反論するとのこと。

③ 答弁の内容(亘理義政)

- 1 原告の被告亘理義政に対する請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決並びに仮執行宣言の免脱を求め。

「請求の原因」に対しては、「被告亘理義政に関する部分は概ね認める。」とし、続けて、「但し、詳細については、被告としては認否反論はできない。原告において調査し、事実を確認しているのであれば、特に異議はない。」と答弁しています。

また、被告亘理義政は支払能力がなく、支払を命ずる判決が出されても支払できない状況であることを主張しています。

次回は、6月に開催される見込みです。